

市民創作「函館野外劇」開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民創作函館野外劇開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、特定非営利活動法人市民創作「函館野外劇」の会（次条第1号において「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 補助事業者が開催する市民創作函館野外劇および当該野外劇と付随して開催するイベント等
- (2) その他補助金の交付の目的を達成するために必要な事業

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助対象事業の実施に要する経費から当該事業の実施により得た収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。